

伊那中央行政組合議会特別委員会条例

昭和 52 年 11 月 9 日

条例第 2 号

改正 平成10年 4 月 1 日 条例第 1 号

平成18年 6 月 8 日 条例第 9 号

(特別委員会の設置)

第 1 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(準用規定)

第 2 条 委員の選任、委員長及び副委員長等については、伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号）の特別委員会に関する規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 4 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月 8 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。